

◎保険会社との法定外労働災害補償契約の確認について

(項番 4 6関係)

保険会社との契約による法定外労働災害補償制度の加入を確認する書類については、少なくとも以下の項目について確認ができる、保険会社からの証明書もしくは保険証券の写しをご提出ください。

- 1 保険期間に審査基準日が含まれていること
- 2 業務災害と通勤災害について補償されること
- 3 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。
- 4 少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係わる災害の全てを対象とすること。

※2～4については、これより広い範囲について補償されていれば構いません。

加点対象となるのは、上記の補償内容で、共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するものです。記名式のものや作業員数の上限があるものは、一般的には上記の要件を満たしていることが確認できないので、対象にはなりません。

また、準記名式傷害保険については、政府管掌の労災保険（法定労災）に加入していない場合は、対象とはなりません。

P74の参考様式以外の証明書の場合、付箋を貼る等して、上記の確認項目について記載されている箇所がわかるようにしてください。

なお、保険会社から取得した証明書に上記の確認項目が網羅されていない場合でも、保険証券の写しの提示により上記の項目を確認できれば可とします。また、保険証券から1～4の項目が明確に確認できる場合は証明書は不要とし、保険証券の写しの提出で可とします。その場合も、あらかじめ付箋を貼る等して、確認項目について記載されている箇所がわかるようにしておいてください。

証明書または保険証券の写しは提出になります。

保険会社の方へ

- ・審査基準日(申請の直前決算の終了日)時点での加入の有無の確認です。審査基準日が含まれる保険期間の証明でなければ加点対象になりませんのでご注意ください。したがって保険期間が満了した保険について証明する必要が生じる場合があります。
- ・P 74～77に確認要領をすべて満たした証明書の参考様式がありますので、参考にしてください。様式1が労災運動型保険の、様式2が労災非運動型（準記名式）保険の参考様式です
- ・代理店が証明することはできません。
証明内容について疑義が生じた場合、証明者に問い合わせる場合があります。
- ・虚偽の証明をしたり、審査を誤らせることを目的として証明書の文面を変更して証明したりすると、法律により罰せられることがあります。
- ・経営事項審査の評価対象とならない契約については証明しないでください。

様式 1(表面)

※労災連動型保険の参考様式

愛知県知事（般・特一〇〇）第〇〇〇〇〇〇〇号

愛知県知事許可業者 経営事項審査用

法定外労働災害補償制度加入証明書

保 険 種 類 労働災害総合保険

保 険 契 約 者
(商号または名称)
(所在地)
(保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保 険 証 券 番 号

保 険 金 額
(障害等級 8 級以
下についても補償
されるときは欄を
設けて記入するこ
と。補償額が同額
の等級は欄を一つ
にしてもよい。)

障害区分	業務上災害補償額	通勤災害補償額
死亡	万円	万円
障害等級 1 級	万円	万円
障害等級 2 級	万円	万円
障害等級 3 級	万円	万円
障害等級 4 級	万円	万円
障害等級 5 級	万円	万円
障害等級 6 級	万円	万円
障害等級 7 級	万円	万円

保 険 期 間 年 月 日から
年 月 日まで 年間

保険期間に審査基準日が含まれて
いなければいけません。

保 険 対 象 工 事 共同企業体及び海外工事を除く全工事

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請
負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべて

補 償 の 範 囲 業務災害及び通勤災害
死亡及び障害等級 1 級から第 7 級までに係わる障害のすべて

建設業法第 27 条の 23 に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記のと
おり加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じる
ことを約束します。

令和 年 月 日

(証明者) (所 在 地)
(名 称)
(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄 (保険会社側の整理のために利用してください)

様式1(裏面)

保険対象工事

保険対象工事については、共同企業体及び海外工事を除くほかは、施工実績の如何にかかわらず、除外している工事はありません。団体加入により付保される場合においても、団体に関するしないにかかわらず契約者（被保険者）が請負う工事は、共同企業体及び海外工事を除くほかは、すべて保険対象となります。建設工事が発注者から直接請負ったものであっても、下請けとして請負ったものであっても保険対象となります。少なくとも契約者（被保険者）が建設業許可を有する工事業に該当する工事は、すべて保険対象となる事業に含まれています。

被保険者の範囲

ここでいう直接の使用関係にある職員とは、特に雇用期間を定めることなく雇用されている者はもちろん、いわゆるパートや労務者、臨時雇いなど、雇用期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者も含みます。保険対象となる人物を特定していません。また、人数も限定していません。そのほか実質的に被保険者の範囲を狭くするような手続上の制限もありません。

下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）とは、契約者（被保険者）と直接請負関係にある下請負人のみならず契約者（被保険者）と直接の請負関係はないが、下請負人を介しての請負関係により、契約者（被保険者）が請負った建設工事の施工に携わっている者についても保険対象となります。すべての下請負人とは、過去または今後の予定から下請負人になると予想される者すべてを保険対象としていることを意味するのではなく、いかなる者が下請負人となっても保険対象となることを意味するのであって下請負人を限定する取り決めはありません。また、実質的に下請負人を限定するような手続上の制限もありません。

注意

- この証明書は、経営事項審査に関連した項目について最も低い（狭い）付保内容を証明します。
- 表記の保険期間の期間内に経営事項審査の審査基準日がないと、加点対象なりません。
- この証明書を不当に使用し虚偽の申請をすると、法律により処罰される場合があります。

様式 2(表面)

※労災非連動型（準記名式）保険用の参考様式

愛知県知事（般・特一〇〇）第〇〇〇〇〇〇〇号

愛知県知事許可業者 経営事項審査用

法定外労働災害補償制度加入証明書

保険種類 準記名式傷害保険

保険契約者
(被保険者)
(商号または名称)
(所在地)
(保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保険証券番号

保険金額
死亡保険金額 万円
後遺障害保険金額 万円
入院保険金日額 円
通院保険金日額 円

保険期間 年 月 日から
年 月 日まで 年間

保険期間に審査基準日が
含まれていなければいけ
ません。

保険対象工事 共同企業体及び海外工事を除く全工事についてはすべて保険対象となる

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員すべて

補償の範囲 業務災害及び通勤災害
死亡及び障害等級第1級から第7級までに該当する障害については、すべて補償される

建設業法第27条の23に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記のとおり加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じることを約束します。

令和 年 月 日

(証明者) (所在地)
(名称)
(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄 (保険会社側の整理のために利用してください)

様式 2(裏面)

保険対象工事

保険対象工事については、共同企業体及び海外工事を除くほかは、施工実績の如何にかかわらず、除外している工事はありません。団体加入により付保される場合においても、団体に関係するしないにかかわらず契約者（被保険者）が請負う工事は、共同企業体及び海外工事を除くほかは、すべて保険対象となります。建設工事が発注者から直接請負ったものであっても、下請けとして請負ったものであっても保険対象となります。少なくとも契約者（被保険者）が建設業許可を有する工事業に該当する工事は、すべて保険対象となる事業に含まれています。

被保険者の範囲

被保険者の範囲は事業所備え付けの名簿に記載されている者ですが、契約者（被保険者）は、契約者（被保険者）が請負うすべての建設工事に携わる直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員については、すべて名簿に記載しなければならず、一部の者や一部の工事を除外することは、契約上認められていません。被保険者数については、過去の実績から保険期間内に予想される最大人数が設定されていますが、予想に反しより多くの者が同時に就業するに至った場合には、契約者は被保険者の人数を増やす義務があり当社は超過分の保険料を徴収することができます。これらの契約上の取り決めにより、表記の範囲の者についてはすべて被保険者となります。

ここでいう直接の使用関係にある職員とは、特に雇用期間を定めることなく雇用されている者はもちろん、いわゆるパートや労務者、臨時雇いなど、雇用期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者も含みます。保険対象となる人物を契約時において特定していません。そのほか実質的に被保険者の範囲を狭くするような手続き上の制限もありません。

下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）とは、契約者（被保険者）と直接請負関係にある下請負人のみならず契約者（被保険者）と直接の請負関係はないが、下請負人を介しての請負関係により、契約者（被保険者）が請負った建設工事の施工に携わっている者についても保険対象となります。すべての下請負人とは、過去または今後の予定から下請負人となると予想される者すべてを保険対象としていることを意味するのではなく、いかなる者が下請負人となつても保険対象となることを意味するのであって下請負人を限定する取り決めはありません。また、実質的に下請負人を限定するような手続き上の制限もありません。

補償の範囲

死亡、障害等級第1級から第7級までに係わる障害と、この保険の補償の範囲を比較すると、すべてにおいてこの保険の補償範囲が広く、労働者災害補償保険法の死亡、障害等級第1級から第7級までに該当する死亡または障害で、補償の範囲から外れるものはありません。

注意

- この証明書は、経営事項審査に関連した項目について最も低い（狭い）付保内容を証明したものです。
- 表記の保険期間の期間内に経営事項審査の審査基準日がないと、加点対象になりません。
- この証明書を不当に使用し虚偽の申請をすると、法律により処罰される場合があります。